

(目的及び設置)

第1条 本市を訪れる人々が、歴史の中で育まれてきた地域の暮らし、食文化や伝統を見る、触れる、感じるなどの体験を通して多様な交流を図り、また、恒久平和への願いを発信するとともに、人々の関心を惹く多様な事業や活動を通して、本市の文化や魅力を情報発信する拠点として糸満市観光文化交流拠点施設(以下「交流拠点施設」という。)を設置し、その管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 交流拠点施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
糸満市観光文化交流拠点施設	糸満市潮崎町1丁目1番2

(管理運営)

第3条 交流拠点施設は、常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて、最も有効かつ効率的に運営しなければならない。

(職員)

第4条 交流拠点施設に、施設長その他必要な職員を置くことができる。

(事業)

第5条 交流拠点施設は、次の事業を行うものとする。

- (1) 文化芸術の振興、支援、育成、情報収集及び提供に関すること。
- (2) 観光の振興、支援、育成、情報収集及び提供に関すること。
- (3) 人々の交流促進に関すること。
- (4) 恒久平和の発信に関すること。
- (5) 交流拠点施設の使用の許可に関すること。
- (6) その他設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(開館時間及び休館日)

第6条 交流拠点施設の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 交流拠点施設の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

3 前項第1号に規定する休館日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日又は沖縄県慰霊の日を定める条例(昭和49年沖縄県条例第42号)第2条に規定する慰霊の日に当たるときは、その日の後日において最も近い休館日でない日をもって、これに替えるものとする。

4 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、休館日に開館し、又は開館日に休館することができる。

(入館の拒否等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、交流拠点施設への入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑になるおそれのある者
 - (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑になるおそれのある物品又は動物の類を携帯する者
 - (3) 長時間にわたる継続的な使用により、他の使用を妨げるおそれがあると認められる者
 - (4) 交流拠点施設の施設又は附属設備を損傷し、又は滅失するおそれのある者
 - (5) 職員の指示に従わない者
 - (6) 感染症の疾病にかかっていると認められる者又はその疑いのある者及び健康状態が良好でない者
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、交流拠点施設の管理運営上支障があると認められる者
- (使用の許可等)

第8条 交流拠点施設の使用を希望する者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 市長は、交流拠点施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第9条 交流拠点施設の使用を許可された者(以下「使用者」という。)は、その使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用期間)

第10条 交流拠点施設の施設等を連続して使用することができる期間は、次に定める期間とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 大ホール 7日間

(2) 企画展示室 30日間

(3) その他 3日間

(使用許可の制限)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、交流拠点施設の使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあると認めるとき。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の活動に利用されると認めるとき。

(3) 交流拠点施設の管理上支障があると認めるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、交流拠点施設を使用させることが不適当と認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第12条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交流拠点施設の使用を停止させ、若しくは使用の許可を取消し、又は許可の条件を変更することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則若しくは指示に違反したとき。

(2) 使用許可を受けた事項を正当な手続によらないで変更したとき。

(3) 使用目的以外に使用したとき。

(4) 虚偽その他不正な手段により使用許可を受けたとき。

(5) 天災その他特別な理由により交流拠点施設の使用ができなくなったとき。

(6) 前条各号のいずれかに該当したとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

2 前項の規定による使用許可の取消し等により使用者が被った損失については、市長はその責めを負わない。

(使用料)

第13条 使用者は、別表1から別表4までに定める使用料を納めなければならない。

2 使用料は、使用の許可を受けた際に納付しなければならない。ただし、空調設備及び附属設備の使用料については、使用後に納付することができる。

(使用料の減免)

第14条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第15条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めによらない事由で使用することができなかつたと市長が認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用者の義務)

第16条 使用者は、交流拠点施設の施設及び附属設備を善良なる注意をもって使用しなければならない。

2 使用者は、交流拠点施設に特別な設備等を持ち込んで使用し、又は特別な設備を装飾しようとする場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第17条 使用者は、交流拠点施設の使用を終了したとき、又は第13条の規定により許可を取り消され、若しくは使用の中止を命ぜられたときは、速やかに使用した施設及び附属設備等を原状に回復しなければならない。

2 使用者が前項に規定する義務を履行しない場合は、市長が履行し、その費用を使用者から徴収するものとする。

(保安の責任)

第18条 使用者は、交流拠点施設を使用している間は、入場者の整理並びに交流拠点施設の附属設備及び附属備品の操作及び保全その他交流拠点施設の使用に伴う保安の責めを負うものとする。

(損害賠償の義務)

第19条 使用者は、交流拠点施設の附属設備及び附属備品を故意若しくは過失により損傷し、又は滅失した場合は、市長の指示により原状に復し、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと理由があると認めるときは、この限りではない。

(販売行為の禁止)

第20条 市長の許可を受けた者以外は、交流拠点施設の建物又は敷地内において、物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為をしてはならない。その行為を他の者にさせる場合も、同様とする。

(指定管理者による管理)

第21条 市長は、交流拠点施設の管理運営上、必要と認めるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に交流拠点施設の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により交流拠点施設の管理を指定管理者に行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 第5条各号に掲げる業務
- (2) 拠点施設の使用に関する業務
- (3) 拠点施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に認める業務

3 前項の規定により指定管理者が業務を行う場合においては、第6条第4項中「市長が特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者が特に必要と認めるときは市長の承認を得て」と、第8条から第14条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定により交流拠点施設の管理を指定管理者に行わせる場合については、第4条の規定は、適用しない。

(利用料金の徴収)

第22条 前条第1項の規定により、拠点施設の管理を指定管理者に行わせる場合においては、使用者は、使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。

2 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

3 利用料金の額は、別表に定める額を上限として、指定管理者が定める。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金の額について市長の承認を受けなければならない。

4 第1項及び第2項の規定により指定管理者の収入として収受させる場合にあっては、第15条(見出しを含む。)中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第16条及び第17条の規定(見出しを含む。)中「市長」とあるのは「指定管理者」と、同規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、別表第1から別表第4の規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、拠点施設の管理又は運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行規則)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項及び第3項の規定は、公布の日から施行する。

(令和3年10月規則第35号で、同3年12月1日から施行)

(準備行為)

2 この条例の施行に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

3 指定管理者の指定の手続きその他交流拠点施設を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表1(第13条関係)

大ホール

1 入場料を徴収しない場合

区分		使用料					
		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
		9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	13時～22時	9時～22時
平日	市内	11,000円	19,700円	24,100円	26,300円	39,400円	43,700円
	市外	16,500円	29,600円	36,200円	39,500円	59,100円	65,600円
土・日・休日	市内	15,400円	27,600円	33,800円	36,900円	55,200円	61,200円
	市外	23,100円	41,500円	50,700円	55,300円	82,800円	91,900円

2 入場料を徴収する場合

(1) 1,000円未満

区分		使用料					
		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
		9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	13時～22時	9時～22時
平日	市内	14,700円	26,400円	32,300円	35,200円	52,800円	58,600円
	市外	22,100円	39,700円	48,500円	52,900円	79,200円	87,900円
土・日・休日	市内	20,600円	37,000円	45,300円	49,400円	74,000円	82,000円
	市外	31,000円	55,600円	67,900円	74,100円	111,000円	123,100円

(2) 1,000円以上2,000円未満

区分		使用料					
		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
		9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	13時～22時	9時～22時
平日	市内	18,400円	32,900円	40,200円	43,900円	65,800円	73,000円
	市外	27,600円	49,400円	60,500円	66,000円	98,700円	109,600円
土・日・休日	市内	25,700円	46,100円	56,400円	61,600円	92,200円	102,200円
	市外	38,600円	69,300円	84,700円	92,400円	138,300円	153,500円

(3) 2,000円以上3,000円未満

区分		使用料					
		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
		9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	13時～22時	9時～22時
平日	市内	20,100円	36,100円	44,100円	48,100円	72,100円	80,000円
	市外	30,200円	54,200円	66,200円	72,300円	108,200円	120,000円
土・日・休日	市内	28,200円	50,500円	61,900円	67,500円	101,000円	112,000円
	市外	42,300円	75,900円	92,800円	101,200円	151,500円	168,200円

(4) 3,000円以上

区分		使用料					
		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
		9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	13時～22時	9時～22時
平日	市内	22,000円	39,400円	48,200円	52,600円	78,800円	87,400円
	市外	33,000円	59,200円	72,400円	79,000円	118,200円	131,200円

土・日・休日	市内	30,800円	55,200円	67,600円	73,800円	110,400円	122,400円
	市外	46,200円	83,000円	101,400円	110,600円	165,600円	183,800円

備考

- 「平日」とは、月曜日から金曜日までをいう(2に規定する「休日」を除く)。
- 「休日」とは、[国民の祝日に関する法律](#)に規定する休日及び6月23日(慰霊の日)をいう。
- 「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称を問わず入場の対価として徴収するものをいう。
- 使用時間を超過して使用し、1時間未満の端数を生じた場合は、その端数が30分以上のときは1時間とみなし、30分未満の場合は切り捨てて計算し、徴収する。
- 区分欄以外の時間帯に使用する場合は、次の各号に掲げる時間帯に応じ、当該各号に定める使用料とする。
 - 12時から13時まで 適応する区分の午前の使用料を3で除して得た額
 - 17時から18時まで 適応する区分の午後の使用料を4で除して得た額
- 使用料の算定において、100円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。
- 商業宣伝若しくは営利又はこれらに類似する行為を目的として使用する場合は施設の使用料は、3,000円以上の使用料区分欄を適用する。

別表第2(第13条関係)

大ホール以外の施設

区分		使用料	
		1時間当たり	備考
楽屋1～3	市内	700円	
	市外	1,100円	
楽屋4	市内	1,000円	
	市外	1,500円	
多目的室	市内	1,200円	
	市外	1,800円	
活動室1	市内	600円	
	市外	900円	
活動室2(調理室)	市内	800円	
	市外	1,200円	
会議室1～2	市内	500円	
	市外	800円	
会議室3	市内	600円	
	市外	900円	
屋外ステージ	市内	700円	
	市外	1,100円	
屋外ステージ楽屋	市内	400円	
	市外	600円	
企画展示室	市内	600円	
	市外	900円	
ホワイエ	市内	1,800円	占有して使用する場合には限る。
	市外	2,700円	
交流ロビー	市内	2,800円	
	市外	4,200円	
屋外広場	市内	2,700円	

	市外	4,100円	
表に記載されていない共用スペース	市内	1m ² につき10円	
	市外	1m ² につき15円	

備考

- 1 使用時間を超過して使用し、1時間未満の端数を生じた場合は、その端数が30分以上のときは1時間とみなし、30分未満の場合は切り捨てて計算し、徴収する。
- 2 使用料の算定において、100円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。
- 3 商業宣伝若しくは営利又はこれらに類似する行為を目的として使用する場合は施設の使用料は、適応する区分の使用料に応じて、当該使用料にその使用料の100分の100を加算した額とする。

別表第3(第13条関係)

空調設備

区分	使用料	
	1時間当たり	備考
大ホール	5,000円	
楽屋1～3	300円	
楽屋4	400円	
多目的室	1,800円	
活動室1	800円	
活動室2(調理室)	1,200円	
会議室1～3	700円	
屋外ステージ楽屋	200円	
企画展示室	900円	
ホワイエ	2,800円	占有して使用する場合には限る。
交流ロビー	4,400円	
表に記載されていない共用スペース	1m ² あたり10円	

備考

- 1 使用時間を超過して使用し、1時間未満の端数を生じた場合は、その端数が30分以上のときは1時間とみなし、30分未満の場合は切り捨てて計算し、徴収する。
- 2 使用料の算定において、100円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。
- 3 商業宣伝若しくは営利又はこれらに類似する行為を目的として使用する場合は施設の使用料は、適応する区分の使用料に応じて、当該使用料にその使用料の100分の100を加算した額とする。

別表第4(第13条関係)

附属設備

種類	単位	使用料
舞台道具	1回1点につき	規則で定める額
音響器具	1回1点につき	規則で定める額
照明器具	1回1点につき	規則で定める額
その他器具	1回1点につき	規則で定める額